

令和3年度鞍手町議会第8回定例会会議録（第2号）						
令和3年12月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年12月6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年12月6日 午後2時27分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

# 令和3年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



質問者	質問事項及び質問要旨	答弁 指定者
2番 野口 美恵子	<p>1. 防災対策について</p> <p>(1) 鞍手町には海拔表示の看板等はあるのか。</p> <p>(2) なければ今後設置する予定はあるのか。</p> <p>2. 小・中学校で使用しているタブレット端末について</p> <p>(1) 児童生徒間のコミュニケーションに使用できるLINE等のアプリはインストールされているのか。</p> <p>(2) 端末の利用に必要なパスワード等の管理はどのようにしているのか。</p> <p>(3) 児童生徒の使用状況を学校ではどのようにチェックしているのか。</p> <p>(4) 児童生徒のスマートフォン等の知識に追いつけない教員がいると聞くが、教職員研修をどのように行っているのか。</p>	町長  教育長

令和3年12月6日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

11番。通告に従いまして質問いたします。

終息に向かうかとも思われました新型コロナウイルス感染症ですが、新たな変異株。オミクロン株の世界的な急拡大によりまして国内でも新たな対策が迫られつつあります。

町内の新型コロナウイルスワクチン接種は、現在、予約受け付け終了中とのこと。

接種希望者への周知も済ませ、18歳以下も含めて接種希望者はほぼ完了ということなのででしょうか。

しかし、予測される第6波に向けて新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を予防するためにも、インフルエンザワクチンの接種が急がれるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。まず、インフルエンザの予防接種についてですが高齢者等の予防接種についてですが町内のインフルエンザワクチンの入荷状況はどうなっておりますか。わかります範囲でお知らせください。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

ワクチンのお荷状況は各医療機関が納入業者と直接取引をされるため、町として把握はしておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

わかりましたが、そういう状況だと思いますが鞍手広報の10月号でも高齢者インフルエンザ予防接種につきまして12月中旬までに予防接種を受けましょうと書かれております。

そのような町も把握してないという状況のようですから個別に聞いていまして非常に予約がとりにくいという状況もあるようです。

入荷状況については町として把握してないということですが、町内での接種状況ですね。どんなふうなところでどのように進んでいるのか。また、どこの医療機関が実施されているのか、わかりましたらお知らせください。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、町内の接種状況につきましては町が把握できるのは65歳以上等のワクチン接種に伴う補助を行っている方の人数でございます。

10月の接種分として請求が来ている接種人数が490人分。それから11月接種分につきましては現在請求があっている状況で集計中でございます。

それから実施できる医療機関につきましては町内6か所の医療機関と、それから町外では福岡県定期予防接種広域医療機関で接種できます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

かなりの方がなさっていると。ただ、私が聞いております範囲では順調に進んでいる順調と申しますか、すんでいるところが、なかなかちょっと一時ですね、入荷が難しくなって12月に入ってからとか、少し見込みがたつのじゃないかということも聞いておりますが。

昨年度は福岡県の補助事業で65歳以上は接種費用が免除されたということがありましたが、今年はその動きはありませんか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今年度につきましては、今の現段階では福岡県のほうからは自己負担相当額を補助する、助成するというような話はきておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

さっき聞き漏らしましたけれども65歳以上で補助している数が10月分で490人ということでしたけど。町としては、どういう補助が行われているんですかね。具体的にお知らせください。すいません。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○**保険健康課長 梶栗 恭輔君**

このインフルエンザのワクチンにつきましては、県の医師会に入っている医療機関でインフルエンザの予防接種を打つ場合、実費として4,489円かかります。

本町の場合は、このうち3189円。接種される方の自己負担については1,300円で接種ができるというふうな補助を行っております。以上です。

○**議長 星 正彦君**

西藤議員。

○**11番 西藤 典子君**

次の質問に移らせていただきます。

次に、児童生徒等の予防接種についてですが、昨年度は、同時流行を警戒してということで生後6か月から18歳の学年齢までを対象に、町としてインフルエンザワクチンの任意予防接種の費用補助が行われたと思います。昨年度の接種実績はどうか。

学齢前、小学生、中学生、高校生、それぞれの人数と補助金額をお尋ねいたします。

○**議長 星 正彦君**

町長。

○**町長 岡崎 邦博君**

この件につきましても保険健康課長に答弁させます。

○**議長 星 正彦君**

保険健康課長。

○**保険健康課長 梶栗 恭輔君**

学年齢ごとの資料は持ち合わせておりませんが、昨年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で生後6か月から18歳学年齢の方を対象に1人当たり4,000円を上限に補助事業を実施いたしました。

この補助事業で申請された方は、全部で825人となっております。

今年度につきましては補助事業を実施しておりませんので、接種予定人数等の把握はしておりません。以上です。

○**議長 星 正彦君**

西藤議員。

○**11番 西藤 典子君**

昨年度の予算が4,000円の2,192人分で876万8,000円の予算がつけられておりましたね。

ということは、かなり残額があるということではありますが、その財源を回すということはおかしいのでしょうか。

すいません。高齢者に加えましてですね、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進

んでおりません。児童生徒等はですね。したがって本年度のインフルエンザワクチンの任意予防接種の費用補助が必要であるのではないかと思います。いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今年度につきましては、実施する予定はありません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

今ちょっと前後してしまったのですが。昨年が2,192人分の予算がつけられておりました。これは一般財源、財政調整基金の繰入金ということで予算には書いてあったのですが。825人の方が受けられたと。その予算の残を今年に活かすということは不可能なんではないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年度につきましては、当初、臨時交付金、財政調整基金で充当しておりましたが先ほども課長が答弁したように、これは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の中で処置をしております。

したがって、今年度につきましては先ほども言いましたように実施する予定はありません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひ、ご検討いただきたいと思いますが、次の質問に移らせていただきます。

次に、被災時における町営住宅の入居についてお尋ねいたします。

鞍手町の町営住宅管理条例。これは平成9年12月26日制定のようではございますけれども、この第2章 公営住宅の管理の第1節 入居の第5条 公募の例外としまして町長は次に掲げる事由に係るものを、公募を行わず町営住宅に入居させることができるとありまして、その第1号 災害による住宅の滅失とあります。

この場合の災害とはどういうことを指しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては建設課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えをいたします。

町営住宅管理条例第5条第1号にあります災害の定義でございますが、これは地震、土砂災害、暴風、洪水その他異常な自然災害のほか、火災による水損などを指すものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

火災による水損も入っているということでございました。

次にまた6条には入居の資格としまして第3号 現に住宅に困窮していることが明らかなるものであること、ともあります。

この条例の制定以来、今日まで災害による住宅の滅失と同時に、現に住宅に困窮していることが明らかである、という事由による適用例、入居例はないのでしょうかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えをいたします。

実績として残っております範囲でございますが、火災による受入れといたしまして平成26年度に2件、平成28年度に1件、計3件の適用事例がございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういう例があるということなのですが、ちょうど1年前に令和2年12月5日、こういう事例がっております。

夜の20時頃、個人の借家である一軒家で火災が発生しまして、22時ごろ全焼して鎮火した。

居住者は着のみ着のまま一物も持ち出せず公民館に避難した。周囲の人が心配して入居要請をしたが、入居出来なかったということであります。

この件の入居出来なかった理由は何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えをいたします。

過去より条例に基づきました災害の対応は行っております。

ご質問の令和2年12月の火災につきましては火災に遭われた方の代理人の方が火災の翌日、本庁のほうに来庁されました。

そのときに入居の相談を受けたところでございますが、そのとき被災者の方が希望された住宅団地、こちらのほうに空きがなかったために町としての町営住宅の提供が出来なかったということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

その方は公民館で2週間ほど過ごされたそうですが入る場所がないということで近くの民間のアパート。その空き部屋、もう居住不可能なような状況で空いていた部屋があったと。

そこで周りの方々が心配してお金を出し合って、自分たちも手を入れて住めるようにして、そしてそこに入られた。そして今日まで、そこに入っているらしいです。

その当時、1年前ですが空き家がなかったということがあるかもしれませんが、その後、何か対応はされたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

建設課といたしましては住宅の提供の準備はございましたが、被災された方のご希望される住宅団地に空きがございませんでしたので、建設課としての対応は、その後は行っておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

やっぱりこういう非常に困窮しているときに、やっぱり少しでもこう温かい手を差し伸べていただくということが被災された方にとっても非常に重要なことではないかと思えます。

極力手を尽くしていただきまして、希望された団地でなくても、より近い場所で探していただく。そういうことを今後はぜひお願いしたいと思う次第です。

それから、ちょっと今ですね、災害につきましては暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象によりということ、火災も入るということの確認をされておりましたが。これは災害弔慰金の支給に関する条例についても災害の中に火災も入るんですかね。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

西藤議員。失礼ですけどもう一度お願いします。

○11番 西藤 典子君

今ですね、災害とは何を指すかとお尋ねしましたときに災害の中に火災によるというこ

とをちょっとおっしゃったので、ちょっとあらっと思ったんですが。

災害弔慰金の支給に関する条例を見ますと、やっぱり同じことが書いてあるのです。住宅の入居に関することとですね、同じことが災害として書いてありまして。

その中に、記述の中には火災はないのですけど。今、入居に関しての災害の中で火災ということも入るということをおっしゃったので、もしかしたら、災害弔慰金の支給に関する条例の災害の中にも、それが入るんだらうかとちょっと今思いましたので、質問いたしました。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時20分

再開 13時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先ほどの西藤議員の質問に対して福祉人権課長が答弁をします。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。

お尋ねのありました災害弔慰金の支給に該当する災害でございますが暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずるものと規定をされておりますので火災は含まれておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

では次の質問に移らせていただきます。ジェンダー平等の実現についてであります。

3月議会での答弁、町長の答弁で、このジェンダー平等についてのことですが鞍手町には令和2年度までに係長級以上の女性町職員の割合を25%以上にするという目標があり、現状は15.2%にとどまっていることと研修などを通して意欲向上やキャリア形成の支援に努め目標達成に向けて女性管理職の登用を進めていきたいという答弁をいただきました。

そして、その直後に福岡県からの派遣という形で浅野副町長が就任されました。女性町職員の皆さんの意欲の向上には並々ならぬものがあると想像いたします。

福岡県が非常に先進的な対応をしていただいたということもありましてですね、非常に希望が湧いてきたということではないかと思えます。

そこで、もう来年度が近まっておりますが、来年度に向けての女性職員の登用についての町長のご意向をお聞かせ願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

平成28年の4月に策定した鞍手町特定事業行動計画では、令和6年度までに、係長級以上の女性職員の割合を平成27年度の実績約17%から、8%引上げ25%にするという目標を掲げています。

その取組内容として女性職員を人事、財政、政策、地域振興と多様なポストに積極的に配置することとしています。

本年3月議会において同様の質問をいただき、令和2年度までの数値でお答えをしております。

令和3年度における各役職段階の女性職員の人数とその割合は、課長級12名のうち2名で16.7%。課長補佐級3名のうち2名で66.7%。係長級31名のうち4名で12.9%。全体として係長級以上46名のうち、8名で17.4%となっております。

令和2年度と比較してみますと人数では係長級で1名増員となっており、全体でも1名の増員となっております。

また、登用率で見ますと課長補佐級で26.7%。係長級で2.6%。全体では2.2%の向上となっております。

令和3年度、令和4年度に向けても、先ほど議員が言われたような趣旨で人事についても考えていこうと考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひ、そのように取り計らっていただきたいと思います。

女性たちに力がないのではなくて発揮する場が与えられないことが、意欲をそぐことにつながっていると。どんどん雇用していただければ女性の意欲をますます持たれて力を発揮されると。ぜひ、そういう鞍手町にしていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

6月議会、9月議会でも取上げましたけれども生理の問題でございます。

今ですね、ジェンダー平等の概念が急速に進化し発展しております。

女性の生理についてもテレビ番組のジェンダーサイエンス等で月経をテーマに多面的な分析が行われる状況でありまして、これに伴いまして表現の仕方も生理の貧困から、生理の尊厳、生理の公平等へと変化しているのが現状です。

女性の負担は社会全体の課題である。生理の問題は女性の基本的人権の問題だと考えられるようになってきております。

女性特有の負担を社会全体で解消するという現在の視点から早急に学校を初め公共施設のトイレの個室に必需品として生理用品を配置すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

前回でも申し上げましたけども、町内の小中学校では生理用品を保健室に準備しており、必要な場合は保健室に行けば配布されるようになっています。

このことにより児童生徒に生理用品を渡すときに養護教諭が必要に応じて児童生徒から話を聞くことで、その子の生活状況や家庭環境を確認することができ、単なる生理用品の問題だけではなく、早急に支援をしなければならない事態が判明することもあるため、現時点では学校のトイレに配置することは考えておりません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

今年の4月14日に文科省から事務連絡が発出されていると思いますが、どういう内容かお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

申し訳ございませんが、今のところその件については承知しておりません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この内容はですね、生理用品を配布するというは、もう国の方針でもなっているわけです。

提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、提供方法や配置場所等の工夫などをご検討いただきたいと、こういう文科省から事務連絡が出されています。4月14日です。

先ほどからの教育長のご答弁ですけれども、子どもたちはですね、やっぱり生理の問題っていうのは恥ずかしいとか、人に知られたくないとか、そういう思いがあるわけですね。

教育長が言われる、子どもたちのこと、いろいろ事情の状況を理解するというは、またこれは別の場所でしていただいたらいいことで、やっぱり生理用品っていうのはですね、女性にとって非常に恥ずかしい、人に知られたくない。いただきに行くのがね。億劫とかね、そういうふうな問題であると思うんです。

ですから、そういうことがこれ今の文化省の事務連絡も必要とする児童生徒が安心して入手できるような工夫をしてくださいと、こういうことが出されているのですね。ぜひ、そのような配慮を確認していただきまして、お願いしたいと思うのですが。

それから予算の問題があるのですが、その面はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

学校には予算が、それぞれ衛生費等分かれてありますので、その予算内での執行になるというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

それにつきましても、もう国のほうで、そういう枠があるんですね。

例えば京都市が予算化しておりますね、2,700万円予算つけているんですよ。

その財源の内訳は、全額国庫補助から資質しておりました。その財源の内訳は地域女性活躍推進交付金というのがありまして、そこから1,125万円支出している。京都市の場合ですね。それと、地方創生臨時交付金の第3次補正予算から1,575万出しまして、合計2,700万を京都市は予算化したと。独自財源はゼロであると。こういう方法もあるわけですね。

また予算の問題でいきますと、私3月議会の令和3年度一般会計予算の反対討論のときにジェンダー平等の問題で鞍手町におきまして男女共同参画事業費は僅か54万9000円であるということですよ。

女性の町の人口の半数以上を占める女性の権利に関わる権利保障に関わることである予算が人権推進事業総務費の330万2,000円の6分の1にすぎないと。

このように町の財政としてはですね、非常に予算が少ないという実態があるわけですね。そういうことも是非考えていただきまして予算面からもぜひ実現のためにご努力いただきたいと思う次第でございますが、いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

男女共同参画に対する予算と、人権に関わる予算等で6分の1しかないというようなご質問でありました。

京都市の例については地域女性活躍交付金ということで、3分の1ほどが出ているようです。これにつきましては、この交付金については、私自身は承知をしておりませんでした。

この交付金自体が生かせるものがあれば生かしていきたいというふうには思いますが、今、学校の中で生理用品をどう扱うかということにつきましては、例えば福岡県におきますと、福岡県以外に市、町、村はありませんので、市町で16団体が、何がしかの処置をしているわけですが、市が12団体、町が4団体についてしております。

その中でどのような予算を充てているかと言いますと、基本的には備蓄をしている生理用品についてですね、充当しているというようところが4団体のうちの3団体がそうあります。したがって、町としても生理用品については備蓄をしているものもあります。

ので、そのようなものも含めて、今後検討していきたいと思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

やっぱり今現在の流れが女性の生理の問題、これを女性の基本的人権の問題であると考えられる町の状況になっております。

ぜひ、いろんな角度から検討していただきまして、前向きに取り組んでいただきまして、お願いいたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 星 正彦君

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

次に4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして3点について質問をいたします。

まず、1点目は10月に新築移転しましたくらで病院について質問をいたします。

くらで病院は前町長時代に様々な事件や問題が起こり病院の存続危機にも陥りました。

現在、河野理事長を先頭に全職員が一丸となって頑張っておられます。

さらに独立行政法人になっていますが、町民の財産であり地域医療を守る拠点でもあります。

ですから、町民全体がくらで病院の充実と発展を願っていると思います。

町長も、このくらで病院の開設者でもありますので、権限を逸脱しない範囲で答弁と病院に対しての改善要求をしていただきたいというふうに思っております。

そういった中、私のところにある町民から電話がありまして、なぜ公有地である病院の敷地内に民間の薬局が建っているのか疑問の声が寄せられました。

議会にも、以前、新築移転に伴い図面と一緒に院内薬局から院外薬局へ移行するという報告は受けていましたが、まさか民間の薬局ができるとは思っていませんでした。

この薬局は福岡県内を中心に全国に40店舗を展開していますが、私の調べた限りでは、公的病院の敷地内に建てられているものはなく、病院の近隣に建てられています。

民間薬局がくらで病院の敷地内に建てられた経緯と、ほかに同様の例があるのか、お答えください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘のとおり、これまで幾つか独立行政法人くらで病院に関するご質問をいただいております。

そのときにもお答えしましたが、地方独立行政法人法の運用に当たっては、法第3条第3

項において、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性は十分配慮されなければならないこととなっております。

ご質問については、法人が経営運営等において、その事務及び事業の特性、並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性を発揮し、判断されたものでありますので、私が運営等について言及する立場にないことは、今、議員がご指摘のとおり、過去の苦い経験からも、ご理解、ご了承いただけるものと思います。

その上でご質問の民間の薬局が公有地に建てた経緯につきましては、新病院の建設用地を町立野球場に決定した時点で、その建設用地は、町からくらて病院へ出資されるものです。それは法第6条によるものでありますが、最終的な所有権は、くらて病院が保有するものであることから、経営的かつ利用者の利便性等を考慮して、敷地内に民間の調剤薬局を誘致する判断に至ったことと思います。

なお、新病院が10月1日に開院したと同時に所有権は、くらて病院に移っております。また、他の同様の例としましては、くらて病院より先に建設されました地方独立行政法人芦屋中央病院や北九州市立八幡病院、熊本市市民病院などがあります。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

なかなかですね、深く、踏み込んでの話とかはちょっとしにくい問題でもあるのはわかっているんですけども、やっぱり、先ほど町長も言われたように苦い経験があるわけで、やっぱり町民の方から見て、疑問の声とかということが上がらないような、それこそ本当に公正で清潔な運営を、ぜひ、くらて病院がやっていただきたいという思いから、町民から言われたわけですけども、私も確かにそのとおりだと、私の知っている限りでは、民間の薬局が、公的病院の敷地内にあるっていうのは見たことなかったもので、今、町長は3つほど八幡市立病院も含めてあるということなのですけども。

聞きましたら今回のくらて病院はプロポーザル方式でやったというような話でした。

ただ、以前、病院の建設の予定の図面を見せていただいたときに、新築移転に伴って院内薬局から院外薬局にしますよという説明を受けたんですよ。

だけでも、それ自体は私はもう法人として別に薬局をつくるものだと勝手に理解していたわけですけども。その民間の薬局に入るというのをちょっと聞いたことなかったものですね。

もう一つは、この民間薬局なのですけども、旧くらて病院、城ヶ崎が先にある。旧くらて病院の前に何年も看板だけが立っていたということもあります。その薬局が新築移転に伴って病院の敷地内、しかも玄関の目の前に立っている。

やっぱり何かあるんじゃないだろうかというような疑惑の目というか、そういうものをやっぱり向けられるのも当然じゃないだろうかというふうに思うわけです。

なぜ、くらて病院として薬局を建てなかったのか、分かる範囲で答弁出来ましたらお願い

したいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは、くらすて病院として薬局を建てることは保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3第1項第1号の規定で、保険医療機関と一体的な構造とし、または、保険医療機関と一体的な経営を行うことについては出来ないこととなっているということから、法的なことで出来ないということだそうです。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

民間だったらもうほぼ一体的なものに今なっているわけですよ。病院の敷地内に民間の薬局が建っていると。

だから、ここをですね、どうにもなんか腑に落ちないというか、そういう考えを持ってある町民の方もたくさんおられるわけで、特に薬局っていうのは処方箋が出されたら、どこの薬局行っても患者さんはいいわけですから。

だけど、玄関の目の前にあつたら、もうどうぞこの薬局使ってくださいというような、独占的な感じも受けるわけですよ。

それがしかも民間ですから、ちょっと疑問というか疑惑の目っていうか、何かあるんじゃないだろうかというふうに思うわけですけども、ぜひとも、もう今さらどうなるとはちょっとよくわかりませんが、ただ今後、例えば、今ある民間の薬局が何らかの理由で潰れたりとか移転するとかということがあった場合どうするのか。

そういうのも含めて、ちょっと具体的でしょうけど、もし、分かれば何か、その分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今の民間の薬局が潰れたときはどうするかというようなご質問ですが、ちょっと私がここで答弁できるようなご質問でもありませんし、仮定の話でもありますので答弁は控えさせていただきます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

わかりました。ただですね、こういうふうを考えてある方もいるということだけはぜひ病院のほうに伝えていただきたいと思います。

次に施設についてお尋ねします。

もう病院が建てられて開院していますんで、変更出来ない部分もあるでしょうけれども、不便とか、疑問を感じたりとか、改善してほしい点なども私のところにも寄せられていますし、私も実際に行って見っていますが、その点についても改善できるところはぜひ病院に改善をお願いして、また、こういう意見があるということもですね、ぜひ伝えていただきたいと思いますので幾つか、ご報告をさせていただきたいと思いますが、まず一つがですね、玄関がもう東の1番端にあるので駐車場の、例えば西側に車止めると入り口までの距離が物すごくあるんですね。100何十メートルかありますけども、何で中央に玄関がなかったのか。入って受付がすぐあるわけですけども、今度は、例えば1番奥にあるレントゲン室が1番奥にあるわけですね。そこまでの距離がものすごくあると。なんで、その受付が中央じゃなかったのかちょっとよくわからない。

それから点字ブロックについてなんですけども、玄関入り口手前から薬局のほうに向かっていると。これ、通告では入れていましたけども、よくよく見れば薬局のわきを抜けて自転車歩行者用の反対側からの点字ブロックになっているというのはわかりましたけども、角々を曲がって薬局の横をすり抜けて行かなきゃ入らないといけないというような、どうもあの建て方は、どうなのかというふうに思います。疑問に思います。

それから、病院内では診療科とか検査室などへの案内表示。現在、アルファベットでFに行ってくださいとか言われますけども、高いところにあるんですよね。その表示自体が。上向いて歩いていたらいつの間にか受付通り過ぎて、例えばレントゲン室の受付通り過ぎて、どこにあるんだろうかと、本当にわかりにくいんですよね。特にお年寄りなんかアルファベットだけで判断するというのもですね、なかなか不親切じゃないだろうかと思うわけで、よくある色分けで、こっちの青い線のほうに向かっていったらな、受付がありますからとか何かそういうふうな改善をぜひしていただけたらいいんじゃないだろうかと思ったり、通路に手すりがないというのも入院患者は、私病棟には入っていませんけど、多分病棟のほうにあるんじゃないかなとは思いますが、ちょっとよくわかりませんが、外来の患者さんでも足が不自由だったりとかいうことでちょっと手すりが必要とか、という方もおられるわけで、何であそこにて手すりがないのかなというふうに疑問を思うわけです。

もう一つですね。急患や救急車で運ばれた方への対応が迅速に行われなかったというのが、まだこの開院して間もないというのがありますけれども、実はある救急隊の方から救急車で心肺停止の患者さんを運んだと。だけど、連れて行ったはいいけども、なかなか搬入出来なかったというような話も聞きました。

私も、別の怪我された方を、手から血がしたり落ちているような方を連れて行きましたけども、救急車呼ぶよりも近くですから、くらて病院電話して連れて行って受入れてもらえますかって電話して、いいですよということだから、連れて行ったわけですけども、そこから受付が始まるんですよ。もちろん受け付けをしますけど、その問診票を書いてくださいとか、もう血がどんどん出ている。急患ですからといってもですね、前の旧くらで病院のときはすぐ見てもらえた。電話していけばですね。向こうも病院側も待ち受けて、すぐ対応はさ

れてあったと思います。そういった事例もあったんで、ぜひそういうことも伝えていただいて改善できるところは改善してほしいということを開設者の町長のほうからもぜひ言っていただきたいし、病院の評価委員会もあります、議会からも執行部のほうからも出されてありますが、そういった中で、ぜひ意見をさせていただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回、宇田議員のご質問に対して、冒頭言いましたように、なかなか、独立行政法人に対して開設者とは言いながら、なかなか介入出来ない部分もあります。

特に、こういった施設についても先ほども苦い経験ということで言いましたが、こういうことをですね、一々、私の立場から病院に言うのが適切かどうかというのは、ちょっと判断をする必要があるかなということは考えております。

そういったことが前提とした上で、これまでもたくさんの病院建設に携わった一流の設計会社が設計された病院でもあります。

様々な実情を考慮して新病院が出来ているというふうに私自身も思っています。

また、急患や救急車が運ばれた方の対応については、現場の状況が実際どのような状態であったのかとか、または様々な状況の中での対応をされているというふうに思います。

そういった中で、そもそも私が、そういった対応について病院に対してこうなさいとかああじゃないですかとかいうようなことは言えるのかなと。なかなか難しいのじゃないかなというふうな気はしています。

ただ、先ほども議員がご指摘があったように、町として法人に課した中期目標の業務実績等に関して、評価委員会の意見を聞いた上で、私が評価をしなければならないということになっております。新病院は10月に開院したところですので、来年度行われる令和3年度の業務実績評価において、改善されるべき点があれば設立団体の長として、認められた権限の範囲内で、法人に対し改善を求めていきたいというふうに思っています。

また私はもちろん設立団体の長でもありますし、一定の責任はあるというふうには考えております。

また宇田川議員におきましても、議員という立場でもありますので、一定の範囲内で当然住民の代表でもありますので、宇田川議員からも一定の範囲内でのご指摘はあってもいいのかなというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

私が1回1回病院に行って、意見するということがいいんでしょうか。

実際、町立病院から独立行政法人になったその経緯としては、1番はやっぱり人材不足や

ったんですよ。看護師、医師等はまだ人材が足りない、検査技師とかも含めてですね。

だけど、給与が低いから、なかなか人材が集められない。でも、上げようと思っても1回1回その度に議会で定例会を待たせてあげないといけないと、議決を受けないといけない。そういうことが1番最初にあったと思うんですよ。

だから、独立行政法人になったからといって、もちろん権限を逸脱しては駄目ですけども、そこはやっぱり地域の医療を守る、そして地域の方が利用する病院でもありますから、ぜひ、利用者の方の意見を聞いていただきたいと。そういう場を。場っていうか、多分意見書みたいな、行けば投書箱みたいなのがあったとは思いますが、ぜひ、そういう声をどんどん、町民の方が病院のほうに寄せていただくとか、そういった方策を気軽に意見が言えるというようなシステムをぜひ作ってほしいというようなことでもいいと思うんですよ。

なかなか私、1回1回聞いて事務局長やら尋ねていくっていうのは、なかなか難しいですから、そういったシステムづくりを利用者の立場に立った病院ということでの対応をぜひお願いしたいと思いますので、この点もぜひつけ加えてお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

くからて病院としては中核病院としての自覚も十分にあるというふうにも思いますし、当然ながら鞍手町だけじゃなくて地域の住民の健康また命を守っているというふうな認識もあるというふうに感じております。

先ほど、宇田川議員が言われましたように、住民なり病院にかかってらっしゃる患者さんたちのですね、意見をどのように徴収するかっていうことについては、私自身も必要なことかなというふうな思いもありますのでそのことについては病院のほうにも伝えたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい、ぜひですねもう、私達も逆に苦い経験をしてきたからこそ、新しくできたくからて病院を守って発展させていきたいというふうに思っていますので、そういうことを知っておいていただきたいと思います。

次に行きます。プラスチックリサイクル業のM社についてお尋ねをいたします。

この問題については昨年の9月議会、12月議会に一般質問で取上げました。

昨年の6月に地元の区長さん、それから環境事務所、町とも話合いを持って、いろんな改善点を話しあわれたんですけども、改善点の一つに、その当時は8月末までに煙のフードをつけると会社側が約束していたわけですけども、1月末というか2か月程度でできるでしょうと。としたのに、全然ついてなかったんで、12月議会に私、一般質問でもう一度聞きました。

そしたら、コロナウイルスで技術者が来ないから、物はあるけど組立てられないとか、何かいろんな理由付けられてあったみたいですが、もう約束してから1年半経っているんですよ。私が2回目の質問をしてからも、もう既に1年経っています。

先日、近く通りましたら朝、煙が結構出ていましたので、もう全然改善されてないんじゃないだろうかというふうに思ったわけで、今回もう一度質問させていただくわけですが、その後の町からの指導または環境事務所等、M社との話。そして指導や改善というのはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、農政環境課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

お答えいたします。プラスチック加工業者の件については昨年9月と12月にもご質問をいただきました。その後今年に入ってから町職員で現地の確認を行っております。

現在、当該のプラスチック加工業については、当初の事業者とは別の事業者が事業を承継しており、新しい事業者にも、こちらからの改善要望等について引継ぎを受けていました。

ご質問にある煙は、破碎したプラスチックを溶かす際及び冷却する際に発生する水蒸気ということです。

発生した水蒸気の処理については、一部排気ダクト、脱臭装置が設置されていますが、製品が中国製であり、中国の技術者が来日しなければ残りの部品の取付け及び稼働ができないということで、昨年12月の回答から状況は変わっておりません。

町としましては、法的根拠に基づいて強制的な措置を行うことは出来ませんが、近隣住民の状況を伝え、環境改善の要求を続けたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

事業者が変わったという、それいつの話なのでしょうか。

もう先ほども言いましたように、1年半前にも約束して2か月程度でフードつけるということで、それから半年経ってもまだついてない、

今年、町が確認していったら、まだでしたという話ですけども、その約束が事業者も変わって延び延びになって、ただ近隣住民は。

あれ、水蒸気じゃなくて煙ですよ、明らかに。私見るけど、あんな水蒸気ありません。明らかに煙です。そんなにボンボンなんか燃やしてっていうような、それほどのやつではないにしろ、水蒸気とはとても思えないようなものですので、ぜひそれも、変な話、抜き打ち的

にでもぜひ確認を町としてもしながら、指導改善を図っていただきたいというふうに思いますので答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

はい、お答えいたします。事業者が変わった時期なんですけども、今年の3月か4月ごろということですよ。

あと、煙の件につきましては、事業者から確認したときには水蒸気ということで回答いただいておりますので、もう一度確認をしたいと思っております。

あと、機械につきましては、多額の経費をかけて導入しているということで、それを業者としても早くつけたいとは言っておりましたので、その状況については随時、確認をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

予防的なその機械については、多額な費用をかけているんでっていうことでしょうかけども、別の事業者が変わったのがもう3月か4月ぐらいでもそれでも半年以上たってるわけで、付ける気ないんじゃないですか、これ。法的な措置はなかなか難しいかもしれませんが、ある程度強くやっぱり言わないと。

約束して1年半、創業からしたらもう2年以上、2年3か月たっているわけですね。

本当にこれ、ずっと煙出続けているわけで。明らかに水蒸気じゃない煙が出てくるわけで。

去年見たときはもう洗剤みたいな泡がずっと何川かはちょっとわかりませんが。北田川か。そこに、もう泡がすごい量で流れていったのを、たまたま見たわけですけど。業者の言うことだけじゃなくてやっぱり、ある程度、何か別の用事でも行ったときに気にかけてちょっと見ておくとか、ということも是非していただいて。少しやっぱり強い措置を。

もう、近隣住民2年以上もずっと悩まされ続けているわけですから、そこは町としても、ぜひ意識的に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

なかなか、強制的な措置というところは難しいかと思うのですが、あと部品につきましては、やはりコロナの関係で中国の技術者が来られないで日本の技術者に相談したけども、中国製ということで断られるということで、事業者のほうは言っております。

私たちのほうとしましても随時、現場のほう確認して、そちらの要求等を続けていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい。もう、いつまでも住民は待てませんので、ぜひ、その辺よろしくをお願いします。

次に、古月小学校下の通学路の環境整備についてと通告を出してはいますが、よくよく聞きましたら、ここは通学路ではないということでしたけども、町道には間違いありませんし、小学生も、もちろん、近隣の住民もですね、困ってあるということですので質問したいと思います。

古月小学校下の西川沿いの環境整備についてですね。この問題も昨年12月で質問をいたしました。ただ、先日見たときに昨年よりももっとなんかひどい状況になっているように思うわけで。

溝蓋もほとんどゴミって言ったら本人が違うというんでしょうけれども、そういったものがずっとあるわけで。

せめて何か改善の要求。例えばフェンスをつけるとか。その内側にするとか何か、なかなか本人と会わないというような話も聞きましたけど、その後の対策等はどのようなふうになっているのか、やってきたのか、教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても、農政環境課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

はい、お答えいたします。古月小学校下の町道の環境整備については、昨年112月にも質問をいただきました。その後、定期的な巡回を行ったり、土地所有者が来ているとの情報提供があった際には、現地に行ったりしております。

定期的な巡回の際に町道にはみ出ているものがあれば、敷地内に戻し土地所有者に会うことが出来た際には環境の改善についてお願いをしております。

夏には、警察、保健福祉環境事務所に再度相談を行いました。警察としても現段階では手が出せない。環境事務所としても、根気強くお願いするしかないとの回答をいただきました。

今後も定期的な巡回を行い、土地所有者へ環境改善の要求を続けたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

なかなか難しい問題であるのは、私も理解でできるんですけども、やっぱり学校のすぐ近くというのがありますしですね。

それこそ昨年私が質問したときは、溝蓋にガラスの破片もいっぱいあったということで、職員の方が片づけてくれたという、敷地内のほうに戻したというような話も聞きましたけども。本当言うたら町の職員がすることじゃないんですよね。本人がしないといけないわけで、なかなか難しい問題っていうのは私も理解出来ますけどね。何とか、今、課長言われるように根気強くやっていただきたいと思いますけど。

本人とは何回ぐらい話しが出来ているんでしょうか。町民の方ですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

先ほど申しましたように土地の所有者がこちらに来ているという情報が出たときには、現地のほうに向かうようにしております。

土地所有者の方については個人情報等の関係もありますが、町外の方でございます。

なかなか連絡をもらって、実際行った際にはもう既になかったりっていうこともありまして、今年に入って、2回ほどお会いをしております。その際に、次回、片づけの約束等をするんですけども、なかなかお会いすることが出来ない。

あと携帯電話の番号も知ってるんですが、なかなか出ていただけない、たまにとったときもなかなか対応をするとは言ってくれるんですけども、その後、反応がないっていう状況でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

大変でしょうけど、なかなか近隣住民のためにもですね、子どもたちのためにも、ぜひ、根気強くやっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川 亮議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時10分

再開 14:20分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

では通告に従いまして質問いたします。

初めに、防災対策についてです。

近隣の市町には海拔表示、あるいは電柱や掲示板に浸水の表示がありますが、鞍手町には

そのようなものがありますでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在のところ海拔表示に関する看板等の設置は行っておりません。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

海拔の表示はですね、津波を想定して海に近い市や町に設置されていると思われま

す。また、隣の直方市ですけれども浸水の表示がありまして、浸水想定区域の電柱100本に降水時に予想される浸水の深さを示す表示となっております。

近年各地で洪水災害が相次いでおり、その表示により、浸水の深さを実感してもらい早期の避難を促したいという考えに基づいて設置されています。

同じ遠賀川沿いにある鞍手町でも浸水想定区域の電柱に設置する必要があると考えられます。

毎年水害で浸水している地区の方から要望が出ておりまして、遠賀川だけじゃなくて鞍手町には西川もありまして、遠賀から近い居住地の人たちには必要であると考えますけれども、いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

海拔表示につきましては、議員が言われましたとおり、津波、高潮の影響を考慮しての表示だというふうに考えておりますが、本町には津波による浸水想定区域はありません。

また高潮による浸水想定地域はありますが、ほとんどが農地ということで、宅地においても箇所は浸水想定50センチ程度ということになっておりまして、また本町は、沿岸地域というふうなところには位置しておりませんので、津波では、先ほど言いましたように浸水想定地域ありません。

また高潮の影響についても低いことから、海拔表示盤の設置については、予定をしておりません。

しかしながら、浸水の想定深という、要するに水害に関わる浸水想定地域に対しての浸水板の設置についてということにつきましては、鞍手町の防災ハザードマップで示します遠賀川や西川が大雨によって氾濫した場合に想定される浸水の深さがありますが、いわゆる、想定浸水深につきましては現在のところ、表示盤等の設置をもちろんしておりませんが、今後、設置することが必要かどうかにつきましては検討をしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

やはり必要であると考えますので、近い将来に向けて前向きに検討をお願いしたいと思います。

では次の質問に移ります。

小中学校で使用しているタブレット端末についてです。

児童生徒間のコミュニケーションにして使用できるLINE等のアプリはインストールされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

児童生徒が使用する、タブレット端末にはLINEなどのアプリはインストールされておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

そういう回答を聞いてちょっと安心できました。

タブレット端末の利用に必要なパスワード等の管理はどのようにされてますでしょうか、お尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

端末のIDやパスワードにつきましては、児童生徒一人ひとりに個別のものを付与しております。

このIDやパスワードの管理につきましては日頃から自分のパスワードは誰にも教えないように、責任を持って管理するよう指導しております。

なお、小学生につきましてはパスワードの入力が難しいことからQRコードを読み込んで使用するようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

はい、了承しました。

それでは、児童生徒の使用状況を学校でしか使えないようになっていると思いますけれども、どのようなチェックになっているか、教えてください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

児童生徒が学校で使用するときには、学校でフィルターを設置しておりますので、有害ソフトなどのダウンロードや有害サイトの閲覧は出来ないようになっております。

また、使用状況につきましては、その履歴が確認するようになっております。

タブレットを使った学習の一部につきましては、イーライブラリー。ドリルソフトですが、活用しまして、その進捗状況は教職員が逐次確認できるようになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口委員。

○2番 野口 美恵子君

今の答弁で、大体、学校での状況がわかりました。

それでは児童生徒のタブレット等の知識に追いつけない教員がいらっしゃるっていうふうに報道で聞きましたけれども、近隣市町では教職員の研修会も実施していくっていうところが実際にありますけれども、鞍手町ではどうでしょうか、そういう予定はありますでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

教職員の研修につきましては、各学校から教務主任を代表として招集いたしましたICT教育推進委員会を5月に立ち上げ、ICT教育に必要な調査及び研修などを行っております。

このことは毎月行っている校長会議でも、その内容を検証し教職員全体の資質向上に向けた取組につながっております。

具体的な研修といたしましては、夏季講習で全教職員を対象とした研修や県教育センターから指導者を招いての研修。各学校で講師を招いての研修など、様々な形で行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

今の答弁で、いろいろご努力されているということがわかりました。

今年の4月から1人1台のタブレット端末が配備されましたけれども教育現場での適切な管理運用が求められております。

児童、生徒たちが安心して学べる環境を提供するのが、大人の責務だと思われま

すが、学びに使う機材を、いじめの温床とならないように今後とも児童生徒への指導をよろしく願いして私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で野口美恵子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。明日、7日を休会にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時27分